【 子どもの養育に関する合意書 】

「子どもの養育に関する合意書」は父母がお互いの約束事を証明する文書で、双方が署名することにより二人の間での契約書となります。2通作成し双方で1通ずつ保管してください。

なお、市に提出していただくものではありません。

1. 親権について

子どもの親権については以下のとおりとします。

	名前	性別	生年月日	親権者	
第 1 子	ふりがな	男•女	年 月 日生	父・母	
第 2 子	ふりがな	男•女	年 月 日生	父・母	
第3子	ふりがな	男•女	年 月 日生	父・母	

2. 養育費について

〔父・母〕は〔父・母〕に対して、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。 ただし、父母の経済的事情が変更した場合には、協議の上変更することとします。

ににし、父母の経済的事情が发史した場合には、協議の上发史することとします。									
	養育費の額	養育費の支払期限		養育費の支払期間					
	食月貝の説			いつから	いつまで				
	月額	□毎月	日まで	□この取り決めの月から	□満	歳の誕生日まで			
	円)まで	ロ()から	□満	歳に達した後の3月	まで		
第 1 子	支払方法(口座振込にかかる手数料は、支払者が負担します。)					口以下の学校を卒業するまで			
子	金融機関名		支店名		□高校	口大学 口() まで		
	口座の種類 当座	• 普通 []座番号		□ () まで		
	口座の名義								
	月額	□毎月	日まで	□この取り決めの月から	□満	歳の誕生日まで			
第 2 子	円)まで	ロ()から	□満	歳に達した後の3月	まで		
	支払方法(口座振込にかかる手数料は、支払者が負担します。)				口以下の学校を卒業するまで				
子	金融機関名		支店名		□高校	口大学 口() まで		
	口座の種類 当座	• 普通 []座番号		□ () まで		
	口座の名義								
	月額	□毎月	日まで	□この取り決めの月から	□満	歳の誕生日まで			
	円)まで	ロ()から	□満	歳に達した後の3月	まで		
第3子	支払方法(口座振込にかかる手数料は、支払者が負担します。)				口以下の学校を卒業するまで				
う子	金融機関名		支店名		□高校	口大学 口() まで		
	口座の種類 当座	• 普通 []座番号		□ () まで		
	口座の名義								
その他(入学・進学・習い事・入院や手術にかかる費用等の負担について)									

3. 面会交流について

子どもとの面会交流(離れて暮らす父や母が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること)については、以下のとおりとします。

交流の頻度と方法	交流の場所		父母の連絡方法					
口子どもが望むときいつでも		□公園・近隣施設など		ロメール				
□()週間に()回程度		口面会する親の自宅		口手紙				
口日帰り()時間程度		口その都度協議		□電話				
口宿泊 ()泊程度		口その他		□FAX				
口()ヶ月に()回程度		())を通じて			
口日帰り()時間程度				□ ()			
口宿泊 ()泊程度								
口手紙や電話など								
()							
その他特記事項								

子どもの養育について、以上のとおり合意します。

					<u>平成</u>	年	月	\Box
父								
				電話	(_	_)
氏			Ер	メール	()
名			ср	緊急連絡	先 (_	_)
				氏名			父との続柄	
現	₹	-						
住								
所								
\	•							
		電話	(_	_)		
氏			ЕД	メール	()
名			СÞ	緊急連絡領	ቴ (_	_)
			氏名			母との続柄		
現	₹	_						
住								
所								
· >								

注意

- ※双方が、お子さんの立場に立って事案に応じて充実した内容を取り決めてください。
- ※この合意書は、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものです。
- ※合意書を作成しないと離婚届が受理されないというものはありません。
- ※合意書は、調停・裁判・公正証書作成などの際に、資料としてもご活用ください。